



# 鳥取県公報

平成16年11月4日(木)  
号外第170号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

監査公告 監査結果の公表(9) ..... 1

### 監 査 委 員 公 告

#### 鳥取県監査委員公告第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成15年度に係る財務に関する事務の執行等について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成16年11月4日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺

鳥取県監査委員 井 上 耐 子

鳥取県監査委員 石 村 祐 輔

鳥取県監査委員 鍵 谷 純 三

#### 1 報告

##### (1) 監査の概要

##### ア 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査の実施については、次の点を主な着眼点とした。

- (ア) 財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (イ) 経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか。

##### イ 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

##### (ア) 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類又は事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を受けることを基本として行う監査

##### (イ) 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を受けて行う監査

## ウ 監査実施機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監査実施 機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	116	116	101	15
企 業 局	4	4	3	1
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	50	50	22	28
警 察 本 部	12	12	5	7
委 員 会 等	3	3	3	0
県 議 会 事 務 局	1	1	1	0
協 議 会	1	1	0	1
合 計	190	190	138	52

## エ 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 石差 英旺  
同 井上 耐子  
同 石村 祐輔  
同 鍵谷 純三

なお、監査委員 石差英旺は、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、東部福祉保健局及び東部福祉保健局八頭支局については監査を行っていない。

## (2) 監査結果

## ア 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の収入事務、支出事務、契約事務等について不適正なものがあつたので、イの実施状況に記載のとおり指摘し、及び改善するよう求めた。

また、次に掲げる事務の処理等について改善を要すると認められた事項について、文書により注意を行った。

## (ア) 収入事務

調定の漏れ又は遅延、調定金額の誤り、未収金の増加その他の収入事務手続の不適正

## (イ) 支出事務

概算旅費の精算の遅延、支出金額又は年度区分若しくは支出科目の誤りその他の支出事務手続の不適正

## (ウ) 契約事務

予定価格調書の未作成、契約保証金若しくは入札保証金の免除手続又は変更契約の不適正、契約事務の遅延その他の契約事務手続の不適正

## (エ) 補助金等事務

交付決定、実績報告書の徴取又は額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務処理の不適正

## (オ) 財産管理事務

郵券類の管理の不適正、行政財産の使用許可等又は物品損傷報告の漏れその他の財産管理事務処理の不適正

## イ 実施状況

## (ア) 防災局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
防 災 危 機 管 理 課	平成16年9月9日	実 地 監 査
消 防 課	平成16年9月1日	〃
消 防 学 校	平成16年4月22日	〃

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (イ) 総務部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
総 務 課	平成16年9月9日	実 地 監 査
県 民 室	平成16年8月4日	〃
広 報 課	平成16年8月18日	〃
教 育 ・ 学 術 振 興 課	平成16年8月4日	〃
管 財 課	平成16年8月25日	〃
職 員 課	平成16年8月26日	〃
行 政 経 営 推 進 課	平成16年8月27日	〃
財 政 課	平成16年8月5日	〃
税 務 課	平成16年8月18日	〃
市 町 村 振 興 課	平成16年9月7日	〃
国 際 課	平成16年7月29日	〃
行 政 監 察 室	〃	〃
人 権 推 進 課	平成16年8月3日	〃
同 和 対 策 課	〃	〃
東 京 事 務 所	平成16年4月26日	〃
大 阪 事 務 所	平成16年7月8日	書 面 監 査
中 部 総 合 事 務 所 県 民 局 中 部 県 税 事 務 所 福 祉 保 健 局 農 林 局 県 土 整 備 局	平成16年7月6日 〃 〃 〃 平成16年7月7日	実 地 監 査
西 部 総 合 事 務 所 県 民 局 西 部 県 税 事 務 所 農 林 局 県 土 整 備 局	平成16年7月1日 平成16年6月30日 平成16年7月1日 〃	〃
日 野 総 合 事 務 所 県 民 局 福 祉 保 健 局 農 林 局 県 土 整 備 局	平成16年6月23日	〃

公 文 書 館	平成16年9月9日	〃
自 治 研 修 所	平成16年7月6日	書 面 監 査
東 部 県 税 事 務 所	平成16年7月15日	実 地 監 査

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

概算旅費の返納が遅延していた。(総務課)

道路占用に係る許可及び調定が漏れていた。(中部総合事務所県土整備局及び西部総合事務所県土整備局)

継続許可分に係る国有財産等使用料及び河川等占用料が遅延して調定されていた。(日野総合事務所県土整備局)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (ウ) 企画部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
企 画 振 興 課	平成16年9月8日	実 地 監 査
地 域 自 立 戦 略 課	平成16年9月7日	〃
協 働 推 進 室	平成16年8月27日	〃
情 報 政 策 課	平成16年8月31日	〃
交 通 政 策 課	平成16年8月18日	〃
統 計 課	平成16年9月1日	〃

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (エ) 文化観光局

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
振 興 課	平成16年9月1日	実 地 監 査
文 化 芸 術 課	平成16年8月17日	〃
国 内 交 流 推 進 室	平成16年8月4日	〃
観 光 課	平成16年8月3日	〃
景 観 自 然 課	平成16年8月18日	〃

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

鳥取砂丘ジュニアデュアスロン全国大会事業費補助金の確定額に誤りがあった。(振興課)

継続許可分に係る行政財産使用料が遅延して調定されていた。(景観自然課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (オ) 福祉保健部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
福 祉 保 健 課	平成16年9月8日	実 地 監 査
障 害 福 祉 課	平成16年8月17日	〃
長 寿 社 会 課	平成16年9月7日	〃
子 ど も 家 庭 課	平成16年8月25日	〃
医 務 薬 事 課	平成16年8月4日	〃
健 康 対 策 課	平成16年8月31日	〃
東 部 福 祉 保 健 局	平成16年6月17日	〃
東 部 福 祉 保 健 局 八 頭 支 局	平成16年6月18日	〃
西 部 福 祉 保 健 局	平成16年6月30日	〃
皆 成 学 園	平成16年6月22日	〃
皆 生 小 児 療 育 セ ン タ ー	平成16年4月23日	〃
鳥 取 療 育 園	平成16年7月14日	書 面 監 査
中 部 療 育 園	平成16年7月7日	実 地 監 査
母 来 寮	平成16年7月12日	書 面 監 査
岩 井 長 者 寮	平成16年6月17日	実 地 監 査
福 祉 相 談 セ ン タ ー 中 央 児 童 相 談 所 婦 人 相 談 所	平成16年6月17日	〃
倉 吉 児 童 相 談 所	平成16年7月16日	書 面 監 査
米 子 児 童 相 談 所	平成16年6月24日	実 地 監 査
喜 多 原 学 園	平成16年4月22日	〃
保 育 専 門 学 院	平成16年7月12日	書 面 監 査
鳥 取 看 護 専 門 学 校	平成16年7月16日	実 地 監 査
倉 吉 総 合 看 護 専 門 学 校	平成16年7月14日	書 面 監 査
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	平成16年7月9日	〃

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

概算旅費の返納が遅延していた。(障害福祉課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (カ) 生活環境部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
環 境 政 策 課	平成16年9月7日	実 地 監 査
環 境 管 理 推 進 課	平成16年7月29日	〃
循 環 型 社 会 推 進 課	平成16年8月5日	〃
男 女 共 同 参 画 推 進 課	平成16年8月26日	〃
県 民 生 活 課	〃	〃

食の安全推進課	平成16年8月31日	〃
住宅政策課	平成16年8月27日	〃
衛生環境研究所	平成16年4月22日	〃
男女共同参画センター	平成16年5月13日	〃
消費生活センター	平成16年7月14日	書面監査
食肉衛生検査所	平成16年5月26日	実地監査

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (キ) 商工労働部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
経 済 政 策 課	平成16年9月8日	実地監査
経 済 交 流 課	平成16年8月18日	〃
市 場 開 拓 課	平成16年9月1日	〃
産 業 開 発 課	平成16年8月27日	〃
産 業 技 術 セ ン タ ー	平成16年5月12日	〃
労 働 雇 用 課	平成16年8月31日	〃
倉吉高等技術専門学校	平成16年5月13日	〃
米子高等技術専門学校	平成16年4月23日	〃

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

継続許可分に係る財産貸付収入が遅延して調定されていた。(労働雇用課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (ク) 農林水産部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
農 政 課	平成16年9月9日	実地監査
農 業 大 学 校	平成16年6月22日	〃
市 場 開 拓 課 ( 再 掲 )	平成16年9月1日	〃
経 営 支 援 課	平成16年8月4日	〃
団 体 指 導 課	平成16年9月8日	〃
生 産 振 興 課	平成16年8月5日	〃
畜 産 課	平成16年8月4日	〃
耕 地 課	平成16年8月26日	〃
林 政 課	平成16年8月25日	〃
森 林 保 全 課	平成16年8月31日	〃
水 産 課	平成16年9月8日	〃

鳥取地方農林振興局	平成16年7月15日	〃
八頭地方農林振興局	平成16年6月18日	〃
農業試験場	平成16年4月15日	〃
園芸試験場	平成16年6月30日	〃
病害虫防除所	平成16年4月15日	〃
畜産試験場	平成16年5月26日	〃
中小家畜試験場	平成16年7月9日	書面監査
鳥取家畜保健衛生所	〃	〃
倉吉家畜保健衛生所	〃	〃
溝口家畜保健衛生所	平成16年6月23日	実地監査
林業試験場	平成16年7月9日	書面監査
境港水産事務所	平成16年5月27日	実地監査
水産試験場	〃	〃
栽培漁業センター	平成16年7月9日	書面監査

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

概算旅費の精算が遅延していた。(団体指導課)

行政財産に設置されている自動販売機の使用許可がされていなかった。(団体指導課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (ケ) 県土整備部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
管 理 課	平成16年9月9日	実地監査
道 路 課	平成16年9月7日	〃
都 市 計 画 課	平成16年9月1日	〃
河 川 課	平成16年8月27日	〃
治 山 砂 防 課	〃	〃
旧中部ダム予定地域振興課	平成16年8月5日	〃
空 港 港 湾 課	平成16年8月17日	〃
建 築 課	〃	〃
鳥取地方県土整備局	平成16年7月15日	〃
八頭地方県土整備局	平成16年6月18日	〃
姫路鳥取線用地事務所	平成16年7月14日	書面監査
鳥取空港管理事務所	平成16年4月15日	実地監査
鳥取港湾事務所	平成16年5月12日	〃

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

概算旅費の精算が遅延していた。(管理課及び空港港湾課)

継続許可分に係る財産貸付収入が遅延して調定されていた。(空港港湾課)

河川等占用料及び砂防設備等占用料の調定に誤りがあった。(鳥取地方県土整備局)

家屋貸付料について、前年度注意しているにもかかわらず、未収金が増加していた。(鳥取地方県土整備局)

継続許可分に係る行政財産使用料が遅延して調定されていた。(鳥取空港管理事務所)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(コ) 出納局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
出 納 局	平成16年8月26日	実 地 監 査

b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

(サ) 企業局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
企 業 局	平成16年7月16日	実 地 監 査
東 部 事 務 所	平成16年7月15日	〃
中 部 管 理 所	〃	〃
西 部 事 務 所	平成16年7月12日	書 面 監 査

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

継続許可分に係る財産貸付料等が遅延して調定されていた。(企業局)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(シ) 病院局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
病 院 局	平成16年7月16日	実 地 監 査
中 央 病 院	〃	〃
厚 生 病 院	平成16年7月7日	〃

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(ス) 教育委員会

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
教 育 総 務 課	平成16年9月8日	実 地 監 査
教 育 環 境 課	平成16年9月1日	〃
小 中 学 校 課	平成16年8月3日	〃

高 等 学 校 課	平成16年8月18日	〃
家 庭 ・ 地 域 教 育 課	平成16年8月25日	〃
人 権 教 育 課	平成16年8月5日	〃
文 化 課	平成16年8月17日	〃
体 育 保 健 課	平成16年8月25日	〃
教 育 セ ン タ ー	平成16年4月15日	〃
生 涯 学 習 セ ン タ ー	平成16年7月9日	書 面 監 査
図 書 館	平成16年7月16日	〃
博 物 館	平成16年7月14日	〃
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	平成16年7月9日	〃
ス ポ ー ツ セ ン タ ー	平成16年7月14日	〃
鳥 取 東 高 等 学 校	平成16年5月12日	実 地 監 査
鳥 取 西 高 等 学 校	平成16年7月13日	書 面 監 査
鳥 取 商 業 高 等 学 校	平成16年7月16日	〃
鳥 取 工 業 高 等 学 校	平成16年7月14日	〃
鳥 取 湖 陵 高 等 学 校	平成16年7月13日	〃
鳥 取 緑 風 高 等 学 校	〃	〃
岩 美 高 等 学 校	平成16年6月17日	実 地 監 査
八 頭 高 等 学 校	平成16年7月14日	書 面 監 査
智 頭 農 林 高 等 学 校	平成16年7月6日	〃
青 谷 高 等 学 校	平成16年5月13日	実 地 監 査
倉 吉 東 高 等 学 校	平成16年7月14日	書 面 監 査
倉 吉 西 高 等 学 校	平成16年6月22日	実 地 監 査
倉 吉 農 業 高 等 学 校	平成16年7月9日	書 面 監 査
倉 吉 産 業 高 等 学 校	平成16年7月8日	〃
倉 吉 工 業 高 等 学 校	〃	〃
倉 吉 総 合 産 業 高 等 学 校	平成16年5月13日	実 地 監 査
鳥 取 中 央 育 英 高 等 学 校	平成16年6月30日	〃
由 良 育 英 高 等 学 校	平成16年7月9日	書 面 監 査
赤 碓 高 等 学 校	平成16年4月22日	実 地 監 査
米 子 東 高 等 学 校	平成16年7月9日	書 面 監 査
米 子 西 高 等 学 校	〃	〃
米 子 高 等 学 校	平成16年6月24日	実 地 監 査
米 子 南 高 等 学 校	平成16年7月14日	書 面 監 査
米 子 工 業 高 等 学 校	平成16年6月24日	実 地 監 査
境 高 等 学 校	平成16年7月14日	書 面 監 査
境 水 産 高 等 学 校	平成16年7月16日	〃
境 港 工 業 高 等 学 校	平成16年5月26日	実 地 監 査
境 港 総 合 技 術 高 等 学 校	平成16年7月13日	書 面 監 査
日 野 高 等 学 校	平成16年7月14日	〃

鳥 取 盲 学 校	平成16年5月12日	実 地 監 査
鳥 取 聾 <sup>ろう</sup> 学 校	平成16年7月14日	書 面 監 査
鳥 取 養 護 学 校	〃	〃
白 兔 養 護 学 校	〃	〃
倉 吉 養 護 学 校	平成16年6月22日	実 地 監 査
皆 生 養 護 学 校	平成16年7月14日	書 面 監 査
米 子 養 護 学 校	平成16年4月23日	実 地 監 査

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

概算旅費の精算が遅延していた。(教育総務課、小中学校課及び高等学校課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (セ) 警察本部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
警 察 本 部	平成16年8月26日	実 地 監 査
岩 美 警 察 署	平成16年7月9日	書 面 監 査
鳥 取 警 察 署	〃	〃
郡 家 警 察 署	平成16年6月18日	実 地 監 査
智 頭 警 察 署	平成16年7月9日	書 面 監 査
浜 村 警 察 署	平成16年4月15日	実 地 監 査
倉 吉 警 察 署	平成16年7月9日	書 面 監 査
八 橋 警 察 署	〃	〃
米 子 警 察 署	平成16年4月23日	実 地 監 査
境 港 警 察 署	平成16年5月27日	〃
溝 口 警 察 署	平成16年7月9日	書 面 監 査
黒 坂 警 察 署	〃	〃

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (ソ) 委員会等

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
監 査 委 員 事 務 局	平成16年9月9日	実 地 監 査
人 事 委 員 会 事 務 局	平成16年7月29日	〃
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局	平成16年8月3日	〃

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (タ) 県議会事務局

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 議 会 事 務 局	平成16年7月29日	実 地 監 査

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

概算旅費の精算が遅延していた。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (チ) 協議会

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

対 象 機 関	実 施 日	実 施 方 法
旧中部ダム予定地域振興協議会	平成16年7月27日	書 面 監 査

## b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

## 2 監査意見

## (1) 防災局、総務部、農林水産部、県土整備部及び出納局共通

契約事務の適正化について（防災危機管理課、西部総合事務所県民局、農政課、管理課及び出納局）  
契約事務について、次のような問題点が見受けられたので、適切な処置を講じられたい。

## ア 業務委託契約について

企画コンペティションでの委託業者の決定を担当部局の職員のみで行っている事例が見受けられた。また、施設の保守管理において、保守点検の目的が不明確で、その成果が故障防止に十分活用されていないと思われる事例も見受けられた。

については、企画コンペティションの審査員のメンバーには有識者等の外部の者を加え、透明性・公平性の確保に十分配慮した業者決定となるよう努めるとともに、業務の発注に当たっては、その内容を十分に精査し、経済的かつ効率的な契約となるよう努められたい。

## イ 工事請負契約について

適切な工事日数が確保できない年度末に工事を発注し、繰越手続により大幅に工期を延長している事例及び実態と異なる理由により工期を延長していると思われる事例が見受けられた。

については、当初から適切な工期を確保して発注を行うとともに、契約変更に当たっては、工期及び工事内容について十分な精査が行えるようチェック体制の充実を図られたい。

## (2) 防災局及び県土整備部共通

土砂災害危険区域等への対応について（防災危機管理課、企画防災課、河川課及び治山砂防課）

土砂災害防止のため、県では、土砂災害危険渓流に標識を立てるとともに、市町村に土砂災害危険箇所図を配布している。

また、4市では地震ハザードマップを住民に配布し、さらに、国土交通省では浸水想定区域図の作成がなされており、これらすべての危険箇所図がインターネットを通じて公開されている。

しかし、これらの標識や図面を災害時の避難等にどう活用するかについての説明が不足しており、十分な効果が期待できない状況にあると思われる。

については、市町村等と連携を図り、標識や図面の持つ意味等を十分住民に周知する等、住民の安全確保のための対策を推進するとともに、各市町村への助言や支援を含め、危機管理体制の整備について一層の充実に努められたい。

## (3) 総務部

## ア 全館禁煙に向けた取組について(管財課及び福利厚生室)

平成15年5月、国民の健康の増進の総合的な推進を図ることを目的に、健康増進法(平成14年法律第103号)が施行され、同法第3条において、国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じ、健康の増進に関する必要な技術的援助を与えることに努めることとされている。

現在、喫煙が健康に与える悪影響を考慮し、県では、年1回「禁煙支援教室」を開催し、職員の禁煙への活動を支援しているところでもある。

このような禁煙への取組を行っているにもかかわらず、本庁舎及び総合事務所内の3箇所には、たばこの自動販売機5台が設置されている。

については、健康増進法の趣旨を尊重し、及び推進している県の姿勢を内外に明らかにするため、県の施設内からたばこの自動販売機を撤去することを手始めとして、さらに全館禁煙に向けた取組について検討されたい。

## イ 育児休業代替職員について(職員課)

子どもを生み育てやすい職場とするためには、県職員が安心して育児休業を取得できる環境整備が必要であり、そのためには、育児休業代替職員の確保が不可欠である。

しかし、看護師や保健師等の専門職については、勤務条件に一定の制限のある非常勤職員及び臨時的任用職員で代替している現状にあり、このことが、これら専門職における若年者退職の要因となっている事例が何件も見受けられる状況もある。

については、育児休業代替職員をできる限り正職員で対応するよう努めるとともに、それが難しい場合には、正職員に準じた勤務ができる任期付きの職員を確保する等、適切な対応を検討されたい。

## ウ 心の病気を抱える職員への対応について(職員課及び福利厚生室)

最近の社会情勢の変化等により、ストレス状態に陥る職員が増加傾向にあるため、メンタルヘルス対策を推進されているところであるが、心の病気による休職者も見受けられる状況にある。

心の病気の回復には長期間の日数を要することが多く、休職等した職員が職場復帰に至るまでの期間は、多くの場合、臨時的任用職員によって職員補充を行う対応となっており、他職員への事務の負担やストレスが多くなっている状況にあると考えられる。

については、ストレスチェック及び相談体制の充実等により早期発見、早期治療に一層努力されるとともに、病気発症後の職員補充においては、臨時的任用職員を配置するのではなく、極力、正職員を配置して当該職場の支援を図られたい。

## エ 補助金交付規則等(繰越等を伴う補助金に係る取扱い)について(財政課)

繰越等を伴う補助金について、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)及び補助金交付要綱の取扱いにおいて、次のような問題点が見受けられるので、適切な処置を講じられたい。

## (ア) 鳥取県補助金等交付規則について

県が交付する補助金が繰越等された場合の実績報告書は、交付決定年度が終了したときと事業が完了したときに、別々に2回提出することとなっている。また、実績報告書が提出された場合には、額の確定を行うこととなっている。

しかし、繰越等の場合で、事業が完了していないときに提出される実績報告書については、額の確定を行うことまでは不要と考えられる。

については、繰越等を伴う補助金の事務手続に関し、規則の改正を含め、必要な対応を検討されたい。

## (イ) 補助金交付要綱について

上記の規則を受けて、各部署で事業毎に定められている補助金交付要綱においては、交付決定年度が終了したとき、又は事業が完了したときのいずれか早い時期に、実績報告書を提出するよう定めているものがあり、繰越等が行われた場合の実績報告書の提出時期が不明確となり、適正に処理されたいと言いがたいものも見受けられた。

については、それぞれの事業の補助金交付要綱を確認し、適切な改善等を図られたい。

(4) 総務部及び出納局共通

ア 旅費システムの改善及び会計事務の徹底について(職員課、行政経営推進課及び出納局)

新旅費申請システムは、平成15年7月1日から稼働し、適宜改良を加えながら現在に至っている。このシステムの導入により、ペーパーレス化が進み、出納機関の証ひょう書類が減量化されることとなった。

しかし、定期監査の結果、旅行期間終了後に概算払いされているものや利用実態とは異なる特急料金が支給されているもの等システムに問題があると思われる事例や、旅行終了後2週間以内に精算すべき概算旅費の精算が半年以上も遅れている等財務会計上不適正な事例が相当数見受けられた。

また、旅費出納員に任命されている主管課の課長補佐は、部職員全員の旅費の確認という膨大な業務のため他業務に支障が出る等、システム導入に伴う課題も見受けられた。

については、システムの不具合の更なる改良を行うことはもとより、職員へのシステム利用等の周知徹底を図り、旅費事務の適正な運用が図られるよう努められたい。さらに、旅費事務に限らず会計事務全般について初歩的なミスが散見されたので、併せて職員への指導を徹底されたい。

イ 予定価格の積算の明確化について(行政経営推進課及び出納局)

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条では、契約担当職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならないと規定されている。

しかし、高額機械備品及び建物に設置された設備に係る保守点検委託並びにOA化に伴う情報処理業務等に係る保守管理委託において、その機械備品や設備等を納入した事業者との随意契約による場合には、予定価格を事業者から事前に徴取した見積書の金額と同額としており、結果として予定価格と契約金額が同額となっているものが散見された。また、予定価格に係る積算根拠が添付されていないものも散見された。

については、予定価格の積算に当たっては、広く情報を収集することはもとより、関連する単価表や歩掛表等を使用する等して、適切に積算されるよう指導されたい。

(5) 福祉保健部

DV被害者の一時保護施設等の整備について(子ども家庭課)

近年、DV(配偶者等からの女性に対する暴力をいう)被害に係る相談件数の増加とあいまって、婦人相談所が被害者を緊急避難させる一時保護の件数が急増している。

この一時保護は、婦人相談所の一時保護所での対応や民間シェルター(被害者の一時避難所)への委託により実施されているが、最近では、処遇や自立に係る困難事例が増加し、一時保護期間が長期化する傾向にあり、公的な一時保護所が不足している状況にある。

については、困難事例及び一時保護の長期化に対応するため、一時保護体制の充実を図るとともに、婦人保護施設の整備について早急に検討されたい。

(6) 生活環境部

ア 地球温暖化防止の推進について(環境政策課)

地球環境問題、とりわけ地球温暖化防止対策は国際的な緊急課題となっており、県でも地球温暖化防止に向けたアクションプログラム(平成14年3月策定)により、広く県民、事業者及び市町村への普及啓発等を図っているところである。

この一環として、県では節電等の省エネ活動等、環境にやさしい取組を推進しているが、これらが必ずしも県民運動的な広がりを見せていないと思われる。

については、家庭や地域において身近なことから確実に取り組める具体的な実践方法等、地球温暖化防止につながる施策の一層の推進に努められたい。

イ 相談体制の充実について(男女共同参画センター)

男女共同参画センターでは、平成13年4月のオープン以来、家族や夫婦の問題、職場の問題、健康問題

等の様々な相談に応じる一般相談を非常勤職員6名で行っており、平成15年度の相談件数は、3,008件と前年度に比べ1,103件、率にして58パーセントも増加している。

これに伴い、特に東部及び西部の相談室では1人体制の日が多いことから、相談（電話相談を含む。）中は他の相談を受けることができないという事態も発生し、相談者の要望に十分応え切れていない面がある。

については、複数の相談員による対応等を含め、相談体制の一層の充実に努められたい。

#### (7) 商工労働部

鳥取県物産観光センターの活性化について（市場開拓課）

鳥取県物産観光センターは、物産及び観光の紹介、宣伝等を目的として設けられ、昭和61年8月に鳥取市末広温泉町に移転し、平成16年1月からは1階部分を拡張して現在に至っている。

しかし、同センターの来客数及び売上高は最盛期の60パーセント以下まで減少し、2階に設置されているジゲの広場についても、利用状況は年間70日程度にとどまる等、その設置目的が十分に果たされているとは言いがたい状況にある。

については、同センターを県が進める地産地消の推進の拠点とするため、1階部分の改修等を図るとともに、販売員は商品の産地、食べ方・使い方等の関連する情報の提供に一層努める等ソフト面を充実し、県民に愛される施設となるようなお一層の活性化に努められたい。

#### (8) 農林水産部

ア 生産物の場（校）内販売について（農政課）

試験研究機関等で行われている生産物の場（校）内販売については、昭和40年に定められた取扱通知により実施されているところである。

場（校）内販売では、生産物売払収入を確保するために、試験研究に使用した残部分を廃棄処分とせず職員へ販売するという状況は見受けられるものの、一部の試験研究機関では、生産物（米類）の販売額の約50パーセントが一般生産者の卸売価格と同程度の価格で職員に販売されていた事例が見受けられた。

職員への販売については、上記通知により取り扱われているが、このような状況は、一般県民の理解を得がたいと考えられる。

については、収入の確保も踏まえつつ、場（校）内販売が透明性を備えたものとなるようその取扱いについて見直されたい。また、試験研究成果を発表する場で広く一般に販売する等の有効利用についても検討されたい。

イ 県魚の再検討について（水産課）

県魚は、県民への公募結果や栽培漁業の重要対象魚種であること等を踏まえて、平成2年に鳥取県魚とのふれあい推進事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）でヒラメに選定され、水産県・鳥取をPRするために広く利用されてきたところである。

しかし、ヒラメは、天然海域での寄生虫症の発生から種苗放流事業が休止される等、漁獲量が減少していることもあり、県内外の方々の県魚としての認識も低いと思われる。

については、例えば松葉がに等のように県民に親しまれ、観光面でも鳥取県を強調できる魚種を県魚とすることについて、実行委員会に検討を働きかけられたい。

#### (9) 出納局

貸付物品の保証の在り方について

鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）様式第2号に規定されている物品借受申込書の様式には保証人欄が設けられているが、監査の結果、私企業から提出された物品借受申込書において、保証人欄が未記入の事例が散見された。

また、物品貸付契約書における、保証人による保証条項や保証人の要否についても、明確な指導がなされていない。

については、貸付物品の保証の在り方について検討し、その取扱いを明確にされたい。

## (10) 企業局

## 工事検査におけるクロス検査の実施について

県の建設工事の検査については、検査の独立性、公正性及び事業執行の透明性を確保する観点から、工事を監督する課以外の課に所属する検査員が検査することが求められている。

しかし、企業局発注工事の検査については、工事を監督する機関以外の機関による検査（以下「クロス検査」という。）が一部の工事について実施されているものの、その件数はごくわずかである。

については、工事に係る透明性等を確保するため、クロス検査の一層の実施に努められたい。

## (11) 教育委員会

## ア 旧耐震基準以前の建物の改築計画の策定について（教育環境課）

教育委員会では、昭和46年から55年までのいわゆる旧耐震基準に基づいて建築された学校校舎等については耐震補強を実施中であるが、それ以前に建築されたものについては改築計画が策定されていない。

については、本県の将来を担う子どもたちが安心して勉学に励む環境を整備するために、旧耐震基準以前の建物についても改築計画を策定し、計画的な改修に努められたい。

## イ 工事請負事務・業務委託事務等に係る研修の実施について（教育環境課及び文化課）

教育委員会では、請負対象設計金額が2千万円未満の工事請負及び業務委託については、設計内容等について教育環境課の指導・審査を受けながら、起工設計から入札、契約、支払い等までの事務を県立学校等の出納機関で行っている。

しかし、これらの機関では、契約保証金納付前に工事請負契約を締結したり、委託期間完了後に変更委託契約を締結する等の不適正な事務処理が見えられた。

また、同一箇所・同一内容の作業の委託契約において、予定価格の積算方法をその都度変更する等、不適正な事例が見受けられた。

については、工事請負事務・業務委託事務等に関する県立学校等職員への研修を一層充実されたい。

## ウ 高等学校における女性管理職について（高等学校課）

県内の高等学校では近年女性教員が多数採用され、その割合は多くなっているが、管理職は教頭職2名だけである。

また、小中学校では男女の区別なくその能力に応じて管理職への登用が可能となる候補者選考試験が実施されているが、高等学校では実施されていない。

については、男女それぞれの視点での学校教育推進を図るため、高等学校においても、女性の意欲や能力が反映できるよう管理職候補者の選考の在り方を検討されたい。

## (12) 警察本部

## 警察官採用試験の面接について

警察官採用試験における面接は、警察官として望ましい人材を見極める上で重要なものである。

しかし、現在、採用試験の面接は人事委員会から警察本部長に委任され、警察職員のみで実施されており、幅広い視点から受験者の人物評価を行うという点では課題があると思われる。

については、民間人が面接試験に参加している県職員採用試験及び県教員採用試験と同様に、警察官の面接試験に警察職員以外の者を加えることについて検討されたい。

